

9. 河川管理の現状

9.1 管理区域

久慈川水系の大臣管理区間とその延長は表 9-1、図 9-1に示すとおりであり、指定区間の河川数および管理区間延長は表 9-2に示すとおりである。

表 9-1 久慈川水系大臣管理区間 管理区間延長

河川名	区 間		管理区間延長 (km)
	上流端	下流端	
久慈川	辰ノ口堰上	河 口	27.6
里川	里野宮堰下	久慈川合流点 (河口より 8.0 km)	9.7
山田川	芦間堰上	久慈川合流点 (河口より 12.0 km)	10.5

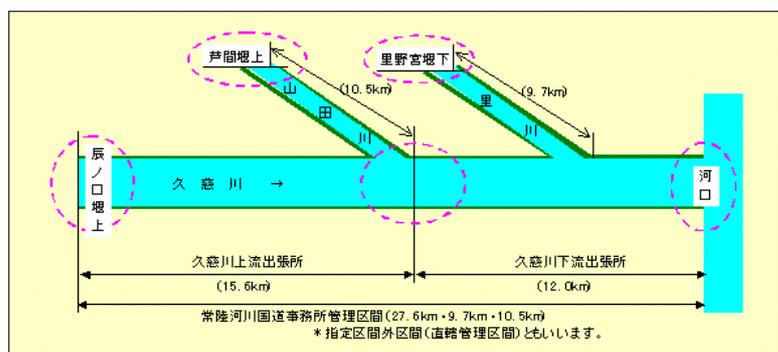


図 9-1久慈川水系大臣管理区間図

(出典：常陸河川国道事務所資料)

表 9-2 久慈川水系の指定区間河川数および管理区間延長

	河川数	管理区間延長 (km)
茨城県	33	301.62
栃木県	2	16.1
福島県	20	151.57

9.2 河川管理施設等

(1) 河川管理施設

久慈川水系の大臣管理区間における河川管理施設は、堤防護岸等の他、樋門・樋管 54 箇所、陸閘が 2 箇所があり、これらの河川管理施設の状況を把握し、適正な処置を講じるため、河川の巡視、点検を行っている。

大臣管理区間における堤防整備状況と河川管理施設について以下に示す。

表 9-3 久慈川水系大臣管理区間 堤防整備状況

管理区間延長 (km)	堤防延長 (km)					合計
	完成堤防	暫定堤防	未施工区間	小計	不必要区間	
47.8	66.4	5.1	13.5	85.0	11.4	96.4
比率	78.1%	6.0%	15.9%	—	—	—

(出典：河川便覧 平成 18 年版)

表 9-4 河川管理施設一覧表 (大臣管理区間)

種別	久慈川	里川	山田川	合計
樋門・樋管	28	13	13	54
陸閘	2	0	0	2

(出典：常陸河川国道事務所資料)

(2) 許可工作物

久慈川水系の大臣管理区間における許可工作物は、堰・頭首工 7 箇所、水門 1 箇所、樋門・樋管 29 箇所、揚水機場 1 箇所、橋梁 51 箇所があり、各構造物について河川管理施設と同程度の維持管理水準を確保するように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うように指導している。

表 9-5 許可構造物一覧表 (大臣管理区間)

種別	久慈川	里川	山田川	合計
堰・頭首工	1	1	5	7
水門	1	—	—	1
樋門・樋管	14	4	11	29
揚水機場	1	—	—	1
橋梁	19	16	16	51
その他	1	—	—	1

(出典：常陸河川国道事務所資料)

9.3 水防体制

(1) 河川情報の概要

久慈川流域内では、雨量観測所 15 箇所、水位・流量観測所 5 箇所設置し、光ファイバーや無線等により迅速な情報収集を行うとともに、これらのデータや洪水予測システムを用いて洪水予報や水防警報を公表している。また常に出水の状況等を監視するため、河川管理上重要な箇所には CCTV カメラを設置している。これらの水位・雨量等の災害情報をリアルタイムで情報提供し、迅速かつ的確な水防活動を促すため、関係自治体や放送メディアと光ファイバーで接続している。

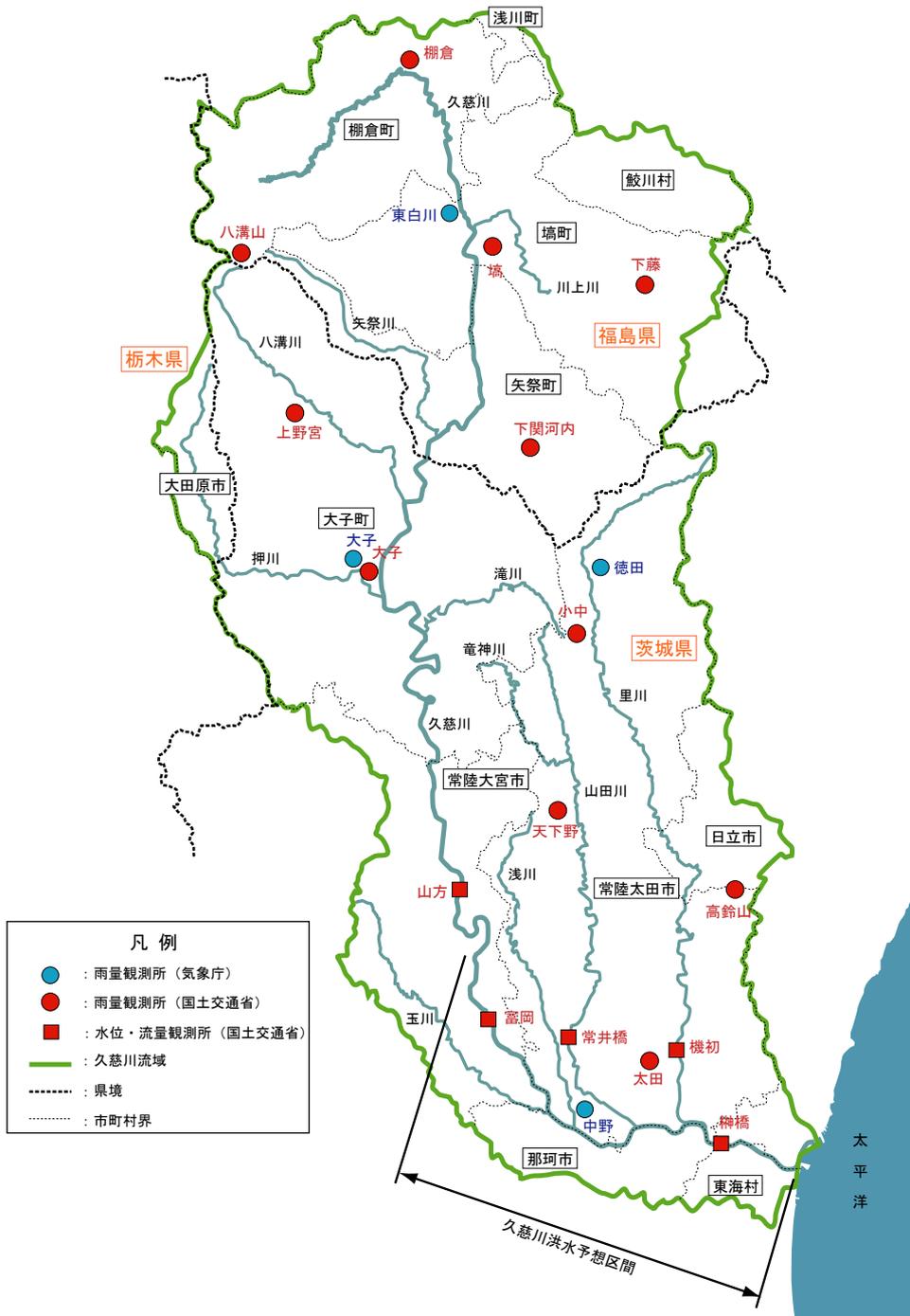


図 9-2 久慈川流域の雨量・水位観測所の位置図

(出典：常陸河川国道事務所資料より作成)

(2) 洪水予報

久慈川は、水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づき、洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う「洪水予報指定河川」に指定されている。指定状況を表 9-6 に示す。

表 9-6 久慈川水系に関わる洪水予報指定状況

河川名	実施区間	基準地点	担当官署名
久慈川	左岸：茨城県常陸大宮市辰ノ口水門 2079 番地 1 先 辰ノ口堰から海まで 右岸：茨城県常陸大宮市岩崎字岩花下 1111 番 1 地先 辰ノ口堰から海まで	富岡 榊橋	常陸河川国道事務所 水戸地方气象台

(出典：常陸河川国道事務所資料)

(3) 水防警報

久慈川水系には水防法第 16 条第 1 項に基づき、洪水等により損害を生ずる恐れがあるとき、国土交通大臣が水防警報を行う「水防警報指定河川」に指定されている。指定状況はに示す。

表 9-7 久慈川水系に関わる水防警報指定状況

河川	観測所	所在地	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)	計画高水位 (m)
久慈川	富岡	茨城県常陸大宮市富岡	1.50	2.50	3.40	5.87
	榊橋	茨城県日立市下土木内町	2.70	3.70	7.10	7.26
里川	機初	茨城県常陸太田市幡町	2.00	3.00	3.40	4.30
山田川	常井橋	茨城県常陸太田市大方町	2.00	3.00	3.40	4.21

(出典：常陸河川国道事務所資料)

(4) 水位情報周知河川

久慈川の支川里川及び山田川は、水防法第 13 条の規定に基づき、国土交通省が特別警戒水位を定め、水位がこれに達したとき、水防管理者に通知している。

表 9-8 久慈川水系に関わる水位情報周知河川指定状況

河川	区間	基準地点	特別警戒水位 (m)
里川	左岸：茨城県常陸太田市茅根町字川原 240 番地 から幹川合流点 右岸：茨城県常陸太田市端龍町字太平 2959 番 1 地先	機初	3.00
山田川	左岸：茨城県常陸太田市和田町字下川原 1562 番 1 地先 から幹川合流点 右岸：茨城県常陸太田市東蓮地町字道下 2109 番 1 地先 から幹川合流点	常井橋	3.00

(出典：常陸河川国道事務所資料)

9.4 危機管理に対する取り組み

(1) 水防関係団体との連携

久慈川における水害を防止または軽減するために、水防関係団体とともに、水防資材の備蓄や水防訓練・情報伝達訓練及び重要水防箇所の巡視・点検を行っている。



写真 9-1 平成 61 年 8 月洪水時の水防活動



写真 9-2 水防訓練（月の輪）

(2) 水質事故防止の実施

久慈川における近年の水質事故の発生状況は下表のとおりである。水質事故の件数は増加傾向にあり、水質事故の中では油等による流出事故が頻繁に発生している。

表 9-9 水質事故発生件数（大臣管理区間）

年 度	発生件数
平成 7 年度	2
平成 8 年度	2
平成 9 年度	3
平成 10 年度	4
平成 11 年度	2
平成 12 年度	2
平成 13 年度	8
平成 14 年度	6
平成 15 年度	0
平成 16 年度	2
平成 17 年度	3
平成 18 年度	1

(出典：常陸河川国道事務所資料)



写真 9-3 油流出の際の対応（オイルフェンス）

久慈川は、水質汚濁対策に関して、国土交通省、関係都県、政令指定都市および水資源機構の関係機関をもって設置された「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」に所属している。同協議会では水質事故対策訓練を主催し、水質の実態把握と汚濁過程の究明、防止対策の樹立、情報の交換を行っている。

さらに沿川自治体と協力し、水質の監視や情報の交換、水質汚濁防止のための啓発活動を行い、水質事故発生防止や水質事故の早期解決に努めている。

(3) 洪水危機管理への取り組み

洪水時の被害を軽減するために氾濫区域や避難経路、避難場所等について日ごろから地域住民に周知するなど、住民の水害に対する意識を啓発することが必要である。

この取り組みの一環として水防法第14条に基づき、はん濫時の浸水想定区域とその際の水深を記した「浸水想定区域図」を作成し、久慈川では平成14年6月から、支川里川及び山田川では平成18年7月から公表している。

平成17年5月には水防法改正により、沿川市町村には、浸水想定区域内の住民に対し、洪水予報等の伝達方法、避難場所、地下街又は災害時要援護者が主に利用する施設の名称や住所等を地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）等を配布することが義務付けられた。しかしながら、久慈川流域において洪水ハザードマップを公表している市町村は少ない。

表 9-10 久慈川流域の洪水ハザードマップ公表市町村
(平成18年3月末現在)

県	市町村名	対象河川
茨城県	東海村	久慈川

(出典：河川便覧 平成18年版)

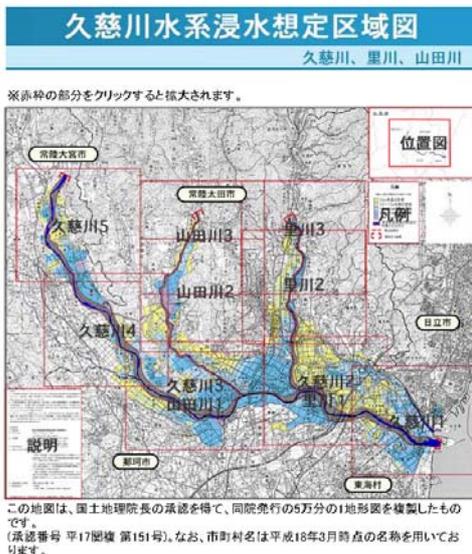


図 9-3久慈川水系浸水想定区域図
(出典：常陸河川国道事務所HP)

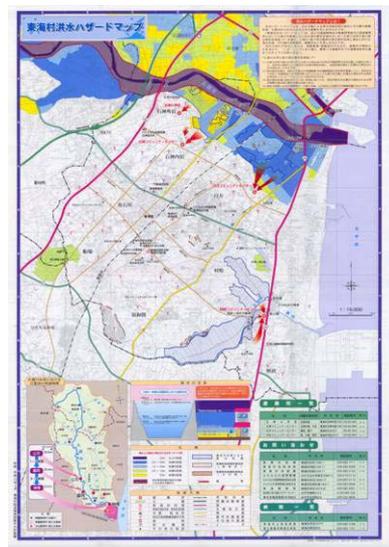


図 9-4東海村洪水ハザードマップ

(4) 地震への対応

久慈川流域は、内閣中央防災会議における「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じる恐れがある地域」に隣接している地域であり大規模な地震への対応が必要な地域である。このような状況から河川管理施設等の耐震性について点検等を行っている。

9.5 地域連携を巡る動きと取り組み

久慈川では、河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域活動が行われるとともに、久慈川の歴史・文化・風土・自然環境を伝える活動や施設等とのネットワークにより地域間の交流が盛んになっている。

久慈川流域の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚等を図るため、国土交通省では河川に関する情報の収集・提供、人材育成等の活動、河川環境整備といった地域づくり活動に取り組んでいる。

(1) 久慈川水系環境保全協議会

久慈川水系環境保全協議会は、「有史以来、流域住民とその文化を育んできてくれた母なる久慈川に対し、協議会としてのポジション（役割）を確かめ、川と人間の関わりについて長期的なビジョン（展望）をもって、フィールドワーク（現地調査）に基づき、水系の保全のためのアクションを展開していく。」を基本方針とし、平成 59 年 2 月に茨城県内の久慈川流域関連市町村 11 市町村（当時）の加盟により発足した。

久慈川水系環境保全協議会では現在、以下のような活動を行っている。

- ① 「久慈川のほとり」の発刊
- ② 水質情報の提供
- ③ 久慈川を軸とする交流ネットワークづくり

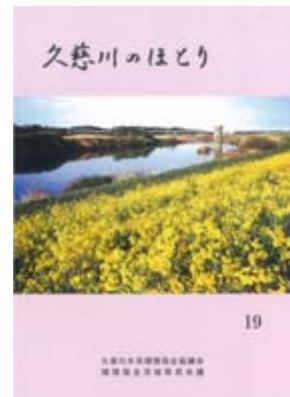


図 9-5 久慈川のほとり

(2) 河川に関する情報の発信

地域の魅力と活力を引き出した交流活動を推進するため、パンフレットやインターネットのホームページ等により河川に関する情報を幅広く地域に提供し、情報交換の促進を図っている。具体的な例として、那珂川・久慈川の地域情報や、川に関わる歴史・文化及び自然環境を紹介している広報誌「久慈川・那珂川見聞録」や「環境百科 久慈川」の発刊等の事例が挙げられる。



図 9-6 久慈川・那珂川見聞録

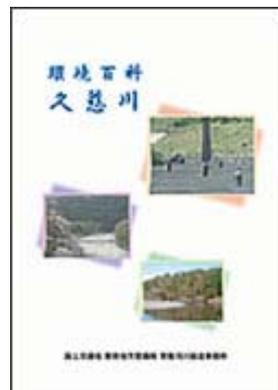


図 9-7 環境百科 久慈川

(3) 久慈川・那珂川クリーン作戦

「久慈川・那珂川クリーン作戦」は、国土交通省と久慈川・那珂川沿川市町村が一体となり、沿川住民・河川利用者及び各種ボランティア団体等が自ら行う清掃作業をとおして、河川の環境美化・愛護意識ならびに水質保全に対する一層の意識の向上をめざすとともに、ひとりひとりの「河川を大切に作る心」の啓発を図ることを目的とし、毎年「河川愛護月間」である7月の第2日曜日に実施されている。

近年のクリーン作戦の参加人数とゴミ収集量について図 9-8に示す。



写真 9-4 久慈川・那珂川クリーン作戦の様子

表 9-11 久慈川・那珂川クリーン作戦の参加人数とゴミ収集量の推移

年	参加人数(人)	ゴミ収集量(t)
平成4年	15,350	50
平成5年	17,375	63
平成6年	17,453	47
平成7年	18,662	42
平成8年	19,842	39
平成9年	22,723	38
平成10年	22,910	53
平成11年	25,258	58
平成12年	28,000	92
平成13年	20,000	30
平成14年	30,417	73
平成15年	27,304	60
平成16年	20,000	40
平成17年	24,000	30

(出典：常陸河川国道事務所資料)

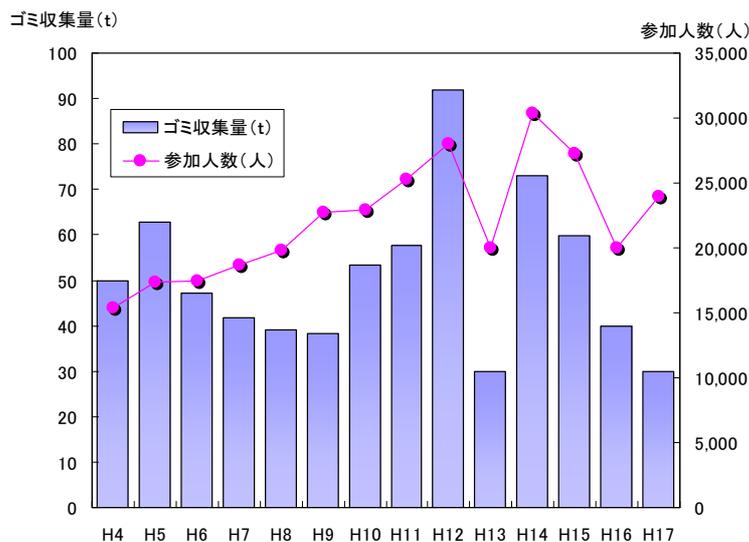


図 9-8 久慈川・那珂川クリーン作戦の参加人数とゴミ収集量の推移

(4) 交流拠点の整備

沿川の市町村と協力し、水辺にある地域の交流拠点作りとして「水辺プラザ」等の整備を進めている。久慈川水系では現在「東海水辺プラザ」を整備し、親水護岸や遊歩道等、親しみやすい水辺づくりを行っている。



全体整備イメージ



多目的広場



計画予定地周辺

図 9-9 東海村水辺プラザ